

民研

集会報告記録集

第32回・東京(オンライン併用)
全国教育研究交流集会

2023年12月23・24日

いま、未来を語ろう

すべての子ども・若者に
学ぶ喜びと生きる希望を



民主教育研究所

目 次

■ 第32回全国教育研究交流集会の報告集に寄せて …	1
■ 基調報告	2
■ 全体会報告	3
講 演 アフガンに生きた中村哲医師が私たちに遺したもの ——真心、信頼、希望、そして平和 谷津賢二	
シンポジウム せんせいの未来をともにひらく 過労死等の視点からみる教師の働き方 ——命と健康を大切にし安心安全な学校であるために、 今できることを考える 工藤祥子 教員の長時間過密労働は労働時間管理だけで解決するのか 山崎洋介 教師の労働条件は子どもの学習条件 ——シカゴの教員組合運動から 山本由美	
*「記念講演」と「シンポジウム」の報告内容については、 『人間と教育』121号(2024年3月)をご覧ください。	
■ 分科会	
第1 不安定化する社会の中で、子ども・ 若者たちの／とともに暮らしをつくる	8
第2 憲法と平和教育	10
第3 教育課程	17
第4 学校と地域を守る	19
第5 教師の働き方	21
第6 ジェンダー平等と教育	23
第7 後期中等教育・青年期教育を考える	25

第32回全国教育研究交流集会の 報告集に寄せて

集会実行委員長 安藤聡彦

本報告書は、民主教育研究所が去る2023年1月23日から24日にかけて開催した第32回全国教育研究交流集会の記録です。ハイブリッド形式で開催された本集会には、年末にもかかわらず、のべ249名もの教職員、市民、研究者の方々が参加してくださいました。参加して下さった方々はもとより、研究所にあってこの日の開催を支えてくださったスタッフのみなさまにも心から御礼申し上げます。

本集会のテーマは、「いま、未来を語ろう」でした。ウクライナやガザでの惨劇、気候危機、覇権主義の拡大と民主主義の危機 世界があたかも奈落の底に突き落とされそうになっている「いま」であるからこそ、子ども・若者たちとともに生き、学び、働いている私たちは「未来」をどう考えるのか、どうその「未来」を作り出していくのか、その「未来」へのビジョンと私たちの実践とをどうつなげていくのか、について、問題提起し、語り合い、深め合うことが本集会の課題でした。

記念講演では、2019年に凶弾に倒れられた中村哲医師を長年にわたって取材し、映画『荒野に希望の灯をともす』を製作された谷津賢二さんに「アフガンに生きた中村哲医師が私たちに遺したもの」というテーマでお話いただきました。中村医師個人をよく知る方であるからこそ発することのできる敬愛と確信に満ちた谷津さんの言葉は、聴く者を捉えて放さない力に満ちたもので、寄せられた感想にも感謝の言葉が溢れました。つづくシンポジウム「せんせいの未来をともにひらく」では、前年度の本研究集会で語られた「教師の労働条件は子どもの学習条件」という哲学を基調として、「せんせいの未来」をどう考え、どう創造していくのかについて

3人の方から問題提起していただき、議論を深めました。第2日には、「子ども・若者」「憲法と平和教育」「教育課程」「学校と地域」「教師の働き方」「ジェンダーと教育」「特別支援教育」という7つの分科会に分かれ、活発な報告と討論が繰り広げられました。

本報告書は数十頁の小さな報告書ではありませんが、それでもここには「いま、未来を語る」ことがなぜ必要なのか、何を語ることが重要なのか、についての膨大にして豊かな叡知が書き込まれています。世界や国内の状況はときに私たちをして絶望せしめるような深刻なものですが、この報告書は、「みな悩みながら模索しつづけている」ということを鮮明に伝えてくれるものであり、文字通り励まされるドキュメントになっていると思います。

この報告書が共有され、それをもとにさらに新たな思考と実践が繰り広げられ、来年度の集会ではさらに豊かな「未来」への展望が語り合われるようになることを心から願いたいと思います。



基調報告

いま、未来を語ろう すべての子ども・若者に学ぶ喜びと生き希望

1 はじめに

*「未来を語る」ことが難しい〈今〉であるからこそ、本集会を通して「未来を語る」ことの大切さを確認しあいたい。

2 怯える若者たち

*教員養成の現場で見ていると、「教師になる」というプロセスに対して、希望よりも不安が年々高まっているように見える。

*もちろん「社会に出る」ことへの不安は教員志望学生のみならず強いが、教員志望学生は「教師以外の仕事のことはよく分からない」、「教師を辞めたら、他にできる仕事がない」といった感覚をもつ学生も少なくなく、その分不安が強いように感じられる。

3 学校から失われつつあるもの；笑い声、議論、研究

*余裕が失われ、笑い声が消える

*指示伝達が優先され、議論が回避される

*研修は重視されるが、研究は疎んじられる、あるいは結局は後回しにされる

→ 「目標」実現のためのPDCAサイクルを回すことにより、学校が硬直化した縦社会となり、教員間の同僚性が失われ、個人化が進む。

→ 教育基本法改正(2006)を梃子として姿を現した「評価国家」。教育振興基本計画という形での統制(最新版をどう見る?)。Society5.0という空虚な目標の絶対化。

4 「考えないようにする」というサバイバル戦略の広がり

*「考えないようにすれば、楽になれる」と語る若手教師たち。

*生徒も教師も「考えないようにする」ことが学校社会を生き抜く基本戦略となる。

*だが、人間であるということは「考える」ということなのではないか。希望の原点は「考える」ことにあるのではないか。

5 〈希望〉を取り戻すために必要なことは何か？

*映画『医師中村哲の仕事・働くということ』が描き出したもの=問題と向き合い、考え、対話し、ともに行動することによって新しい社会をつくりだす中村医師の姿。

*市場原理主義的社会とは異なる社会がありうることの示唆=社会的(連帯)経済、「自分たちが生きたい社会」をつくる。

*「いま、未来を語ろう」 私たちが大切にしたいものは何か、私たちにとって譲れないものはなにか、そこを考え、対話し、再確認する → それらの大切なものを手放すことなく仕事をするができる学校とはどういう学校なのか、それらを手放すことなく生きられる社会とはどういう社会なのか。学校づくりと社会づくりとを重ねて未来を語る。そこから、専門家であり市民である私たちひとりひとりの働き方、生き方の展望がひろがることになる。

全体会 報告

講演

アフガンに生きた中村哲医師が私たちに遺したもの

——真心、信頼、希望、そして平和

谷津賢二さん

☆講演内容は、『人間と教育』121号(2024年3月10日発行)に掲載しています



講演

谷津賢二さん

アフガンに生きた中村哲医師が私たちに遺したもの ——真心、信頼、希望、そして平和

中村哲医師という個人の話ではあるが必ずや普遍的な話に結び付くのではないか。中村医師という人が何をみつめて、何を考え、何を残したのか。今私たちは不穏な社会に生きざるを得ない中で生きるヒント、導くもの、励まされるものがある。中村医師はメディカルドクターとして病にさいなまれる人、

シンポジウム

せんせいの未来をともにひらく

過労死等の視点からみる教師の働き方

——命と健康を大切にし安心安全な学校であるために、今できることを考える

工藤祥子さん

教員の長時間過密労働は労働時間管理だけで解決するのか

山崎洋介さん

教師の労働条件は子どもの学習条件

——シカゴの教員組合運動から

山本由美さん

☆報告内容は、『人間と教育』121号(2024年3月発行)に掲載しています。

貧しさに苦しむ人に寄り添い、無償で、病院で診察し、遠方から病院に出来ない人のために村々に巡回診療キャラバンをされ、診察し手術をした。パキスタンとアフガニスタンで35年間活動され、他者をいつくしみながら正しく生き、干ばつのために命を落としていくことに見過ごすことができず井戸を掘り、農地の復活をめざして用水路を掘る活動をされた。問「なぜ中村医師は国も民族も宗教も言葉も文化も違う山の民から敬愛されるのか」「なぜ中村医師は国も民族も宗教も言葉も文化も違う山の民をこれほどまでにいつくしむことができるのか」、こ

の間を求めて取材した。差異を乗り越えて人間として一致できる大切なものがあると信念を持って見つめつけた人。「自分の物差しで現地の文化や習慣、宗教を測ってはいけない」とボランティアに語る。2019年12月4日凶弾による命を落とされた。

アフガンの1200万人の飢餓状態に緑を取り戻し、幅6メートル全長27キロメートルのマルワリード用水路などを掘り人の命を守り、教育者のようなところもあった。アフガンの人たちは、中村医師から生きるためのすべを学び、実践を学んでいる。

(谷津賢二1961年生まれ、80か国取材、1998年から2019年中村医師を21年間取材、映画『荒野に希望の灯をともし』を7万6000人が鑑賞。)

シンポジウム

過労死等の視点から見る 教師の働き方

工藤祥子さん



夫を過労死により亡くす経験から多くの過労死の事案に関わり、命の健康を守れなかったことから、明るい未来の教育に活かすためにどうしたらよいか考え続けてきた。命と健康を守るキーワードで考える。過労死防止対策推進法の大綱改正に関わる。大綱に「公務員についても、目標の趣旨を踏まえ、必要な取り組みを推進」と明記されたことは大きな一歩である。大綱と教員の働き方について民間とはどう違うか分析報告する。数値目標「週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60

時間以上の雇用者の割合を5%以下にする」(H28年度、60時間以上小学校33.4%、中学校57.7%)、直近の一番新しい今年発表2022年調査では、小学校教員14.4%、中学校もかなり減っているが、本当に減っているかどうかという疑問が残るが「5%以下」からはかなり遠い。労働者数30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を5%未満、勤務間インターバル制度を導入している企業割合を15%以上にする目標。福岡県、岡山県で導入される方向であり一定の前進はある。帰宅して持ち帰り仕事があるので連続した休憩がとれていないことになる。また、睡眠時間も5時間台は短すぎる。先生だけでなく子どもも部活動、宿題や塾などで睡眠も生活時間も余裕がない。在職死亡者数、在職精神疾患離職者数、在職精神疾患休職者数は過去最高を示している。人を増やすことも大切だが、同時に命と健康を守る働き方も大切である。教育活動の土台の基礎は教師の心身の健康である。そして子どもたちが教育を受ける権利を守る働き方改革が求められている。

教員の長時間過密労働は労働時間管理だけで解消するのか

山崎洋介さん



教員の長時間過密労働解消のための中教審、政府、自民党の論議は、抜本的な改善はなく、自助努力による業務改善が中心とする働き方改革を推進するというのが政府の方針だ。教職調整額については10%以上で、メリハリのある給与体系の構築という。教職員組合、労働弁護団、ネット署名グループの最大公約数は、給特法廃止あるいは抜本的改正。労働時間把握を徹底する。超勤手当支給

義務の罰則規定、残業規制や業務改善、定数改善の推進等を挙げている。教職調整額廃止等による給与等の引き下げにならないように措置し、労基法に基づく36協定を通じて残業規制をする等の対策を出している。

文科省は、公務であったとしても使用者からの指示に基づかず、所定の勤務時間以外に「超勤4項目」に該当するもの以外の業務を教師の自発的な判断により行った時間は、「労働時間」には含まれないとしている。一方で文科省は、教育に関する専門的な知識や技術を有する教師については全ての業務にわたって専ら管理職からの命令に従って勤務するのではなく、むしろ勤務命令が抑制的な中で日々変化する子どもに向き合っている教師自身の自発性・創造性によって教育の現場が運営されることが望ましいとし、時間的拘束性の強い授業時間とそれ以外の放課後、教師の自発性・創造性に待つところが大きく、通常の(超過)勤務命令に基づく勤務や時間管理になじまないものの勤務は、勤務時間の内外を問わず包括的に評価すべきで(超過)勤務命令を前提とした勤務時間管理を行うことは適当ではないとも述べている。近年の労働法学説は相補的の二要件説がとられており、指揮命令下にあっただけでなく職務に該当するのかがというところが判断の基準になってきており、使用者の関与と職務性から判断し、どちらかが完全に欠けていたら労働時間ではないと判断されている。自主的創造的に行う教育活動が教師の魅力であり、教職を労働者性と専門職性を統一にとらえて発展的に捉え、教育に必要な教育活動職務を労基法上の「労働時間」として法的に整理し、教職の専門職性から要請される職務級として「教職調整額」は維持し増額を検討すべきで、超勤に関しては36協定締結によって決定し、超勤労働時間に対しては超勤手当を支給すべきで、本務整理による業務改善や教育課程・授業時数を見直し、教職員定数増などの教育条件改善により労働時間の短縮をはかる必要がある。公務員の労働基本権を回復させて労使の対等な団体交渉による労働協約締結によって労使自身による各校種、職種、学校の個別具体的な勤務労働条件を決定していくことを目指すべきだ。

教師の労働条件は子どもの学習条件——シカゴの教員組合運動から

山本由美さん

「教師の労働条件は生徒の学習条件」はどうして共有できたのか。教員組合の運動を見ると2012年のストライキで広く市民や保護者の支持を得て教職員の激しいストライキを打ち、運動が広く市民に支持された。それはTeachers working conditions are students learning conditionsを



市民に伝えることに成功した。ストライキは教育の質と教育の平等にあり、スローガンは少人数学級、学校看護師の拡充、図書館司書などを掲げ支持を得た。教員組合は2008年に結成されたCOREという組合内派閥が、2010年に組合の指導権を取り2012年にストライキに至った。COREができた背景は、産業構造が転換する中で、エリートのための学校にお金をかけ、そうでないところは切り捨て、最も貧困なアフリカ系アメリカ人やラティーノのコミュニティの学校統廃合を学テの点数が低いから失敗した学校というレッテルを張り、統合していった。統合対象の学校で働く左派の組合の白人教師たちが、住民組織の活動家と学校を守るために連携し、COREという組合内派閥が形成された。組合の若い教師たちと地域の活動家と大学の研究者が一緒になって社会的・経済的理論の学習活動が行われ、テストの結果を口実に学校を廃校にしていくことは、単なる再開発と人種差別だという理解から、社会の仕組みを変えないと物事は解決しないということが共有できるようになった。2010年の選挙で組合執行部となり反民営化、反統廃合を掲げ、子どもたちの実態をレポートする調査部や地域コーディネーターを設置し、学校と地域と組合を結んだ。1995年の法改正で、教師の労働条件のみの

ストライキ要求、75%以上の賛成がなければストライキができなくなったが、組合は全保護者に、要求は4つ、1つは少人数学級と3つは教師の正当な保障である労働条件と、すべての保護者に手紙を出し、保護者や地域住民は圧倒的に教員組合を支持する。2012年のストで、生徒のテスト結果を教員評価に反映させないことを獲得し、新自由主義的な教育改革に一定のくさびを打つことができ、学テ対策に疑問を持つ保護者の支持を得た。その後シカゴは2016年と19年と3回のストライキを経て去年市長選で教員組合の活動家が市長に当選し、来年の11月には29年ぶりに教育委員会の公選制が実現。ポイントは2つ。1つはSocial Justice Unionismというこれまでの組合方針から変え、大きな図式の中での見方ができるようになった。従来の産業的労働組合の路線に対して、社会正義的労働組合がどういう方針を持っているというのが「Teachers Unions and Social Justice」という本の中で紹介されている。

Social Justice Unionismは、社会正義のため親やコミュニティとの連携を強調し、白人優位や他の抑圧の形態にも挑戦する。共通の利益のための協約交渉、コミュニティや人々の市民の利益のために団体交渉をする。例えばカリキュラム作りとか学

校の生徒の生活であるとかについて積極的に関与していく。運動としてもコミュニティの人権と平等をサポートする運動に強調を置き、地域や市民の圧倒的な支持を得るコミュニティと一般組合員を組織することを掲げた。Social Justice Unionismの伝統とシカゴの伝統的な労働組合の指導と学校レベルでできた新しい学校参加制度の中で住民組織が学校に対して学習権保障を積み上げてきたものが合わさった形で作り上げられていった。団体交渉も専門職として、教職員の利益だけでなくコミュニティの利益のために交渉をするという共通の利益のための団体交渉のスタイルが運動として注目されている。教員組合を全労働運動の活性化するフロントラインにあり、それを引っ張っていくような役割もになっている。

まとめ 鈴木敏則 (民研事務局長)



分科会報告

- 第1 不安定化する社会の中で、子ども・若者たちの／とともに暮らしをつくる
- 第2 憲法と平和教育
- 第3 教育課程
- 第4 学校と地域を守る
- 第5 教師の働き方
- 第6 ジェンダー平等と教育
- 第7 後期中等教育・青年期教育を考える

第1分科会

不安定化する社会の中で、子ども・若者たちの ／とともに暮らしをつくる

【レポート】

基調提案：「不安定化する社会の中で子ども・若者の/とともに暮らしをつくる」

松田洋介（民研・大東文化大学）

① 「子どもの成長、若者の自立に寄り添って」

岸田久恵（NPO法人猫の足あと代表理事）

② 「NPO法人による学校内別室への支援員派遣事業の試み」

古豊慶彦（NPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさき）

③ 「グレーゾーンの少年たち」

酒井裕樹（瀬戸少年院法務教官）

【世話人】 馬場久志（民研・埼玉大学）

松田洋介（民研・大東文化大学）

【参加人数】 24人

1 貧困に生きる子どもの学習支援から、困難を抱えた若者の居住支援まで

世話人からの基調報告の後、最初に岸田久恵さんから、ご自身が理事を務める特定非営利活動法人猫の足あとでの活動について報告があった。2011年に自宅の一室での中三勉強会から始まったこの活動は、2016年に新築された「猫のあしあとハウス」のもとで本格化した。

まず、貧困家庭の小学生・中学生への学習支援である宿題クラブを食事付きで実施し、さらに行き場のない若者のための居住支援も開始した。住居支援の要求が高かったため、さらに（それぞれ賃貸で）、2019年には男子限定のハウス、2021年には女性限定のハウスを開始した。

居住施設は、被虐待児からヤングケアラー、また刑事事件の当事者、精神的疾患患者まで、当初想定していた以上の多様な困難をもつ若者が利用してきた。賃料を支払わない、居住ルールを守らない、居住者同士のトラブルがおきるなどの困難にも直面してきたが、試行錯誤しながら取り組みを進めてきた。

強調していたのは、これらの活動に対して地域の

親の会、子ども食堂、社協や行政などさまざまな担い手の協力があつたこと、さらにこの活動を通じてネットワークが形成されたことである。今後は、この取り組みをさらに地域に根付かせ、スタッフが生活できる事業にし、世代交代をしていくことが課題だという。

2 「別室」から排除された子どもの学びをつくる

続いてNPO法人子どもの権利オンブズパーソンながさきを担っている古豊慶彦さんから学校内別室への支援員派遣事業についての報告がなされた。この法人は、子どもに関する相談支援事業を行うと同時に、子どもの権利条約の周知、子どもに関する制度や施策への提言をすることを目指しており、毎週3日相談窓口としてオンブズルームを開所し、電話・メールなどで子どもに関する相談を受ける活動にも取り組んでいる。学校内別室への支援員派遣事業は、不登校や不登校傾向にある子どもをはじめ、様々な課題を抱える子どもが、教室には入れないが学校へ行きたい、学校とは繋がりたいと思った時に、安心して教室以外の居場所を

学校内で確保し、個別対応が可能となることを目的としたものである。

学校での「別室」のあり方や利用形態は多様であるが、支援員は、それぞれの学校の文脈に即して、不登校だったり、登校しても教室に入りづらい子どもたちの居場所づくりに取り組んでいる。重要であるのは、学校のカリキュラムから自由に動ける支援員は、子どもの意思を尊重しながら、子どもと、親とも教師とも友達とも異なるナナメの関係をつくることができる存在だということである。

子どもは別室で決して「安息・休息」しているわけではない。また「別室」とは、「教室へ戻る」という結果のみを目標としない支援が行われる場所であり、子どもの学ぶ意欲が醸成されるのを待ちながら子どもそれぞれのペースに合った多様な学びを保障する場所である必要がある。「別室」という空間を学校の中につくり、そこに学校化されていないスタッフを配置することで、排除されやすい子どもの居場所をつくと同時に、既存の学校のあり方それ自体を問い直し、また実際に変容させていく取り組みであった。

3 少年院で、困難を抱える子どもたちの成長を支える

最後に、少年院の法務教官をしている酒井裕樹さんから、現在の少年院をめぐる状況とそこでの子どもたちとの関わりについて報告がなされた。

少年による刑法犯等検挙人員・人口比も減少していることから非行少年の数は減少傾向にあるが、それに加えて、共犯率が減少し、暴走族の構成員数とグループ数が減少していることをみると、非行少年たちは集団経験がなく、孤立傾向にあることが伺える。さらに、少年院に来る少年のおおよそ半数がIQ71～85の境界知能にある。境界知能の場合、日常生活や勉強や仕事関係などで何らかの生きづらさを抱えやすく、それにもかかわらず、外見上は普通にみえるため、教育や福祉の支援を受けられずに社会的に孤立や経済的な困窮におちいり罪を犯してしまう。また、幼少期から適切なケアを受け

ておらず、被虐待経験をもつ子どももかなりの割合を占めている。自己イメージが低く、承認要求が強く、大人への不信感が強い傾向にあるという。

幼少期から逆境を経験してきた少年たちが多くいる現状を前に、少年院では、安全・安心な環境を提供し、在院者の心情把握の徹底しながら適切な見立てと介入をすることが目指されている。近年では、職業指導も重視しており、積極的な社会参加として幅広い進路選択の支援、多様な社会体験を目指して、より社会で生かすことのできる力をつけさせることが目指されている。

酒井さんがこれまで出会ってきた少年たちをモデルにしたエピソードからは、少年院での実践が、少年たちが自分の人生を自分のものとして取り戻すことが、大きな逸脱をせずに生活するために必要であるという姿勢に裏付けられたものであることが伺えた。また、矯正教育の実践の深みを知ると同時に、非行少年たちの理解を深めることが、少年院出身者を苦しめる社会からの偏見を減少させるために欠かせないことを学べる報告だった。

4 家族-学校-企業の外側にある世界を拓ける

実践的確信に裏打ちされた3者のリアリティのある報告を踏まえ、分科会では活発な議論がなされた。共通して認識出されていたのは、困難に直面している若者たちは既存の社会秩序の中で苦しめられ、自尊心を失ってきたこと、だからこそ学校・家族・企業の外側に、若者たちの居場所や若者たちが安心して過ごせる領域を拡大していくこと、そのことが若者たちが自己を回復するための学びを手にするために必要であること、また、それによって既存の家族・学校・企業のありようも変化していく可能性があることである。公的支援もいまだ脆弱な状況の中で、取り組みは決して容易ではない。とはいえ、3者の報告に学びながら、参加者がそれぞれの持ち場で取り組みを進めていく必要性が確認された。

(文責 松田洋介)

第2分科会 憲法と平和教育

【レポート】

基調報告

中嶋哲彦（民研・名古屋大学名誉教授）

① 「14歳が訴える戦争と平和」

菅原賢一（東京都・中学校）

② 「はだしのゲン削除問題から考えるこれからの平和教育」

神部泰（全広島教職員組合）

③ 『世界史A』での平和学習～沖縄からウクライナを考える

渡部昌二（福島県立喜多方桐桜高校）

④ 「平和と民主主義の担い手を育てる教育」

中嶋哲彦（民研・名古屋大学名誉教授）

【世話人】 波岡知朗（民研・全日本教職員組合） 中嶋哲彦（民研・名古屋大学名誉教授）

【参加人数】 25名

基調報告（中嶋哲彦）

今日の憲法の状況、あるいは戦争と平和をめぐる状況、集団的自衛権を容認するという閣議決定が行われ、その方針にしたがって進めている

学校教育でも、道徳教育の強化とか、高校の「現代社会」を廃止して「公共」を入れ、国民の思想を方向付けしていくような動きが強まっている。教育基本法は改悪され、自分や身近な人の生命や幸福を犠牲にすることをわず、国家的利益のために人を殺し、自らの死を受け入れられる若者を育てることであり、また若者がそのように考えることを励まし駆り立てる風潮を社会全体に充満させることを狙っている。

1981年の防衛白書は「国民の防衛意識」「防衛問題への関心」「日本人としての誇り」「国を愛する心」が必要だと述べている。

憲法調査会（2016年）で出された「非常事態と憲法に関する基礎的資料」から「国民の権利及び義務に関する措置」について、武力攻撃に伴って生ずる災害への対処として市町村長・都道府県知事は、土地や建物を一時的に使用し、物件を使用または収容できる。個人に対して一時使用することを指示命令できる。しかし、正当な理由なく拒否し

たときは強制的に使用できる。

国家安全保障戦略（2022年12月）の「社会的基盤の強化」では、「安全保障に対する理解と協力を深めるための取組を進める。我が国と郷土を愛する心を養う。自衛官、海上保安官、普察官など我が国の平和と安全のために危険を顧みず職務に従事する者の活動が適切に評価される取組を進める。さらに、これらの者の活動の基盤となる安全保障関連施設周辺住民の理解と協力を確保する」とある。

果たして日本は本当に戦争できる状態なのか？できる状況になっているのか？食ということを見ると、財務省財政等審議会の「安全保障と経済・金融・財政」という資料では、わが国には戦争をする能力がないという結論を出さざるを得ないと思う。「防衛力整備にも影響を与えている物価や為替の元凶は様々な要因がある。中でも一部は経済金融財政の状況が反映されたものである。国家安全保障戦略を踏まえつつ安全な防衛力整備、有事に備えた財政より、有事における継戦能力等の観点から経済・金融・財政の基盤強化を図る必要がある」と書いてある。

戦争を経済的にみれば、新しい価値をまったく生み出すことなく、ただただ過去の蓄積を消費するだ

けの膨大かつ無駄な消費行動だ。日本にそんな余裕がないことは、これらの指標を見れば明らかだ。財務省がこの国を亡したくないと考えるなら、是が非でも「戦争できる国」への歩みを止めることに命をかけるべきだ。

我々は子どもや若者を育てていく使命に従事しているわけなので、事実に基づいて、責任を持って発言し、行動できる人たちを育てていくことが大切な役割だ。学校教育を通じてということを考えて、もう少し長い目で、ものを考えた方が良い。

①東京都／菅原賢一さん(中学校・美術、不登校対応)

ピカソのゲルニカの習作を生徒が往来する廊下に展示し、美術の授業で、戦争と平和について自分ごととして考え、戦争への怒りや平和の願いを造形表現することで、子どもたちの不安な思いを軽減できるではないかと考えました。

授業で大切にしていることは三つあり、対話を重ね、お互いに尊重し、共感すること。

他人事から自分事として考えること。自分の思いや考えを言葉や形で表すことです。自分の美を追求し、造形、表現する真理を追求することこそ美術の根幹であると考えています。

今一番の関心事は何ですか?と質問したところ、生徒から「ロシアがウクライナに侵攻したことです」と答え、「いつまで戦争は続き、何をもって終わるのですか?」「経済制裁で困るのは誰なのですか?」「分断は平和的に解決できないですか?」と出されました。そこでテーマを「戦争と平和」として、どうしたら平和な世界を作ることができるか?を1年間のテーマ課題を確認し、ピカソのゲルニカの模写・鑑賞を行いました。「ブルグツラくんから戦争を学ぶ」として10年前、14歳の少年がアフガニスタンから日本に脱出してきて、4歳の時に別れた父に会うという出来事を通して平和の大切さを学びました。ワークシート「14歳で徴兵制! きみならどうする」で意見発表。「戦争のつくりかた」りぼん・ぶろじえくとDVD鑑賞。「抽象表現に挑戦!~曖昧な形から~」

で喜怒哀楽を表現」、「平和」や「戦争」のイメージ、アイデアスケッチ。日本をどんな国にしたいかを問うために日本国憲法を取り上げると、ほっとしたような穏やかな表情になる子どもたち。「悪法が平和を守っている」ことや「絶対に守ってほしい」などの声が上がります。「平和な世界にするために」をテーマにした意見表明。終わりなき殺争は世界を分断し、人を傷つけ、命を奪う。人を嘆き苦しませ、憎悪の渦に飲み込まれ、絶望の淵へと追い込む。生徒は力強く、自分の作品で訴えて、平和な世界とは、国より人の命を大切に作る国を作る。権力者の偽りを見破り、戦争させない。世界が平和でなければ平和は訪れない。武力を放棄し、粘り強い話し合いで解決する。そんな強い思いを言葉や形で自由に表現できる美術の授業が、子どもの不安を受け止め、救う。日々知らされる戦争の現実は大人の私たち以上に心を締め付け、無関心でほおってはおけない自分事の問題であった。

②全広島教職員組合書記長 神部泰

全国から様々な反響もいただきました。それから5月にはG7 広島サミットもあって、広島から核抑止を肯定する、それから先日は広島市長が教育動語を肯定する発言も全国ニュースにもなった。朝日新聞の記事に中嶋哲彦さんが、時代錯認だというコメントが出されていました。

「はだしのゲン」が削除された経緯は、中国新聞で2月26日、突然発表されて、多くの人を知ることになりました。理由としては、児童生徒の実態に合わないとか、表現が誤解を与える恐れがあるとかで、代わりに、原爆で家族を3人失った綿岡さんの家族写真に思いを込めた描写を取り上げると、突然発表されたわけです。

1945年に終戦、原爆投下がなされ、1970年代は全国的に平和教育が非常に高揚期を迎えた時期でもありました。一方、年代を重ねるにつれて、子どもたちの意識の変化がみられている。原爆を投下した国が正確に答えられないとか、原爆が投下された年月日時刻が正確に答えられないと、そうい

ったことも含めて原線の風化に危機感を抱くわけです。

1971年の広島市の平和宣言では、山田節男市長が「次の世代に戦争と平和の意義を正しく継承するための平和教育の推進を広島市の使命とする」と述べ、広島市教育委員会は「平和教育の手引き(試案)」を作成します。その中に「ヒロシマの被爆体験を原点として生命の尊さと一人ひとりの人間の尊厳を理解させ、国際平和文化都市の一員として世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成する」という広島市の平和教育の目標が掲げられました。

「広島平和ノート」は、2000年頃は比較的自由に、原爆被害を戦争体験の原点に置きながら、多くの学校で共同して研修して作り上げてきた。広島市というのは、それぞれの地域の被爆者の方や語り部の方がいらっしゃるの、それぞれの学校や地域では教育実践が比較的に自由に旺盛に繰り広げられてきました。1990年の終りごろから文部省の是正により、実践が自由にできなくなった。2013年から強制されたのが、平和教育プログラムの「広島平和ノート」です。それまで自由に行われていたものが、縛られざるを得ないという実態もありました。「広島平和ノート」の中身は小中高校年間 3時間で国語や社会・道徳などの時間に組み入れて活用を促してきた。

削られた「家族の絆」という部分で鯉を盗む場面、浪曲でお金を稼いでいるところがふさわしくないと言われたところ、中沢啓治さんの家族が火の海の中で亡くなっていく部分、代わりに入った部分が、家族写真の思いが入った。「はだしのゲン」が果たした役割は、広島、全国そして世界も、英語版はじめ 24カ国に翻訳をされてきたが、松江の市教育委員会では市内の小中学校図書館で閲覧制限を求める請願が出されるという攻撃が起こったりしてきました。

全国の新聞も残念だと、後世に残してほしいと、そういう声相次ぎました。唯一産経新聞だけは平和教育の美名のもとに、教師たちがグロテスクな「反天皇制」漫画を嬉々として図書館や教室に置

いていったこと自体がおかしい」と。圧倒的には残して欲しい、残念だという声で、オンライン署名も 20日余りで5万6千人以上が賛同しました。

市教委は削除の事由を浪曲とか鯉を食べるとか、泥棒じゃないかと、児童の実態に合わない誤解を与える恐れがある。そういうことが一つの理由に。

「はだしのゲン」生誕50年ということで記事も出され、「はだしのゲン」に込められたメッセージを伝えようという社説も出されています。ゲンの母が「また戦争を起こす流れが起きてしまったらもう遅い。次々と治安維持法みたいな法律が作られ、人間がただ戦争する道具にされるんだから。今も戦争を起こそうとする企ては早く見破って、みんなで声を張り上げよう」「絶対に戦争はどんな偉い奴がきれいなことを言ってもさせない」と。検証会議があり、作業部会があって改訂会議で意見を加えて試案を作って変えると言っているが、議事録を読む限り鯉や浪曲についての意見はあるが、「はだしのゲン」を削除するという合意の記載はないし、「差し替え教材」の合意の記載もない。しかし、第2回の改訂会議では作業部会から差し替えの教材についての審議が始まっています。

第五福竜丸も教材から削除されたということが後からわかってきます。第五福竜丸についても削除すべきだとか、そういった意見は全くなかった。代わりに差し替えられた教材は高1、中3の教材で、「8時15分～広島で生き抜いて許す心」という作品。美甘章子さんの本から「戦争ではどの国もひどいことをしていたし、日本も例外ではない。アメリカが悪いのではなく、戦争が悪いのであって、立場の違う人たちのことを理解しようとしなさい、もしくは自分の利益追求に走ってしまう人間の弱さが戦争につながる。どちらかが悪いという考えは全く意味がない」と。つまり悪いのは、アメリカ人ではなく、戦争だという父の言葉をそのまま受け入れ、戦争の原因や仕組みを考えない。そういった美甘さんの抽象的な意見が教材として出されています。これは適切な教材なのでしょうか。

この本の後書きには「あの戦争で敵同士であった二つの国が、今は最強のパートナーとなり、協力

体制にあることで平和と調和が確立されているという真実をお手本に平和について世界にかけることが大事だ」とあり、平和教育のあり方そのものが変質されたものだと言わざるを得ない。この主張は必然的に核の傘の元の日米安全保障体制の肯定につながる下で、広島市の平和教育の目標である核廃絶とは異質なものとよわざるを得ない。

中学校3年生の「国境を越える平和へのメッセージ」の頁では、外務省のホームページから引用し「日本には唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会の取り組みをリードしていく責務があります。近年の国際的な安全保障環境は厳しく、また 2017年7月に採択された核兵器禁止条約を取り巻く対応に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国の間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国の間においても立場の違いがあります。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、核兵器の非人道性と安全保障の観点を考慮し、核兵器国の協力を得ながら、現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く進めていく必要がある」と。

中3の単元の目標も、以前は世界の核兵器の廃絶の云々が、新版では廃絶がなくなって、核軍縮という言葉に書きかえられています。

改訂「平和ノート」には4つの問題点があることを指摘したい。

1つ目は、どの学年の平和ノートにも原爆を落とした国名が書かれていない。オバマ元大統領が広島を訪れた時「71年前、雲一つない明るい朝、空から死が落ちてきて、世界は変わった」と、原爆投下をあたかも災害か事故のように表現したことについて批判がありましたが、アメリカでは原爆投下の理由を「早く戦争を終わらせ、アメリカの若者の命を救いたかった」と正当化されている。原爆を落とした国について曖昧にするのは、「許し」と「未来志向」という今後の平和教育の方向性を示唆し、これが平和ノートにも表れています。

2つ目は、平和教育の原点ともいえる日本国憲法の前文、憲法9条について、内容はおろか文言さ

えも出てこない。

3つ目は、日本の戦争の加害について全く触れてないという。

4つ目は、ヒバクシャの悲願であった核兵器禁止条約の取り上げ方も非常に弱く曖昧である。「改訂された『平和ノート』には『核兵器国の協力を得ながら、現実的かつ実践的な取り組みを粘り強く進めていく』という政府の見解を掲載するのみでヒバクシャの思いや、条約の成立についてどのような取り組みがあったのか、どのような国々がこの条約に批准しているかについては全く触れてないという問題点があり、核兵器廃絶に向けた展望を指し示す世界の動きから目を閉ざす平和教育はあり得ない。それはG7広島サミットで採択された核抑止強化の先取りに見えろと思います。

6月22日に突然、平和公園とパールハーバー国立記念公園の姉妹協定公園の協定を締結するということを突然発表して、一切市民には説明もされず、被爆者団体にも説明もなく、これが行われました。松井市長が突然、エマニュエル米大使と東京に行って調印をした。この中にはG7で核軍縮に関する「広島ビジョン」の表現に向けた第一歩だと言っている。「広島ビジョン」というのは核抑止力を肯定して平和のためには核兵器の能力もいるという。そのことを肯定的に捉え、そのための第一歩にこの協定を結ぶと言ってる。原爆を落としたアメリカを憎まず許そうという思想と全く重なります。広島市の説明文書では戦争の始まりと終焉の地に関する両公園。パールハーバーというところは、国立公園と言いながら、軍事施設です。原爆によって戦争が終わったので、多くの命がアメリカの青年の命が救われたんだと、つながるわけで、ここも決して納得はできるものではない。

問題提起をさせていただきたい。一つは、「はだしのゲン」の持つメッセージをやっぱり多くの人に伝えていくということは大切と思っています。私たちの要請の中で広島市教委は漫画「はだしのゲン」の活用を否定するものではない。大いに使ってもらうことに何の問題もないと言い、夏休みの中の課題図書の中の一つにもあげろという状況もありまし

た。

一つの実践を紹介をしたいと思います。これは広島
の若い寺本くんという実践家が「はだしのゲン」を
使った実践です。学級文庫で最も読まれている。
市数委は「ゲン」が持つ力は全く否定しないという。
今年度授業で扱う事に決めた。戦地で戦う兵隊へ
書いた綴り方を発表する場面、先生に褒められる
綴り方は、天皇陛下のためにいつでも死にますなど
と書かれたもの。一方、ゲンは「兵隊さん死なな
いでください」と書いた。すると、先生にバカタレと叱
責され、殴られる。さらにアメリカ兵とイギリス兵をた
くさん殺してもらうよう書き直しを求められる。5年1
組の教室でこの場面を読み終わった資料を配った
途端子どもたちの姿勢が前のめりになる。戦争と原
爆を扱う教材でも、ずっとその世界に入って行く感
覚を持った。自由に発言すると、非国民として差別
的な扱いを受ける場面もあったことを読み取ると、
自分だったらいつでも死にますって言うと思う。だ
って、家族が逮捕されたり、仲間はずれにされたりし
たら、いやだから。逮捕されるぐらいなら戦争反対
って言えんかもという発言が続いた。否応なく戦争に
向かって空気や表現の不自由な子供たちなりに捉
えている今の日本はどうだろうか？ 多種多様な
表現が尊重される社会になっているだろうか？
「ゲン」が伝えるメッセージは原爆投下最後の世界
だけではない。メッセージが伝わりにくいからでは
なく、伝えるための努力を惜しんではならないと感
じている。

ウクライナの問題、ガザでの紛争、こういったこと
をどう子どもたちに伝えるか、向き合うのか？ そ
ういった映像を子どもたちはどんな思いで見
ているのか。そして先生たちは教室でこの問題を
どう語っていくのか。これが本当に必要。一つの
ヒントとして、新しい世界につながっていく授
業で、子どもたちが、一緒に戦争反対の行動に
参加させてくれと言って、10人の子どもたちが
反対行動にやってきたことを授業で取り上げら
れて、最後に「新しい世界を見せてくださって
ありがとうございます」と子どもたちが言った。
子どもたちにこういう世界を伝えていく。それが
今、本当に求められていると思います。

こういう中で頑張ってる実践っていうのはた
くさんあります。これらの実践に光を当てて学
習と交流を広げ、平和教育を広げていく。平和
教育っていうのは、最大の人権教育だ。学習
や交流を、広島でも、全国でも広げていく。
今時期だし、チャンスでもあると思います。平
和のために声を上げている大人の姿を見せる
こと。全国・世界ではこれに抗う戦いや運動
がたくさんあるんだよということを自らも動
くこと、そして子どもたちに見せることだと思
います。やっぱり話し合って解決する姿、日本
国憲法の前文そのものですが、そういった姿
を子供たちに今見せることが大事なんではな
いか。

③福島県立喜多方桐桜高校 渡部昌二さん 『世界史A』での平和学習～沖縄からウクライ ナを考える

そのウクライナとの関係で言うと、意図として
は沖縄戦について学ぶのが中心で、そこから現
在の沖縄とかロシアのウクライナ侵攻について
考えを広げていこうということで実施しまし
た。基本講義を行った後、生徒に関連するい
くつかの質問を提示して文章で回答してもら
い、それをまとめたものを後で再提示して認
識の共有を図るという形でした。

「沖縄からウクライナを考える」授業につ
いては、年度当初に「世界史の授業で学びたい
こと」を聞いたら、やはり生徒たちはロシア
のウクライナ侵攻の衝撃が強くて、「戦争のこ
と」と答えた生徒が多く、戦争を意識的に
とりあげていくことになりました。

授業の中で、まずウクライナの侵攻は年度
当初、簡単にやりました。ロシアがやってる
事は、侵略と破壊、殺戮で、それはもう絶対
ダメだけど、でもやはりそれなりに理由があ
る。一応NATOの問題について、基本的
に話をした。それから、世界史への教科書
の中でも全部やるような時間はないので、絞
って特に主権国家・絶対主義国家の特徴・近
代国民国家の成立に関わって、戦争との関
連を強調することはしています。戦争の主
体である国家と個人との関係を意識して授
業をやっています。

授業の展開は、沖縄の歴史を別紙資料で。私
の

数少ないあの得意技の一つが、カンカラ三線を引いたりギター弾いたりするというので、導入でカンカラ三線の話をして、生徒の気を引くことにしています。沖縄戦についての内容を踏まえてプリントを作りました。それから自分の考えをまとめてみようということで、三つの設問について私が説明して、考えてもらって提出してもらおう。それをまとめたのを事後指導という形で生徒に紹介します。

設問の部分ですが、(1)市街地に隣接する普天間基地を返還する代わりに、代替の基地が同じ沖縄の辺野古の海岸付近を埋め立てて建設されようとしています。沖縄県の多くの選挙ではそれに反対する側が勝っています。あなたは、このことについてどう考えますか。

設問(2) 現在、沖縄には日米安全保障条約に基づき日本に置かれているアメリカ軍基地が集中していて、それに伴うトラブルが多発しています。日本の各地に米軍基地をもっと分散させ、沖縄の負担を減らすべきだという意見がありますが、あなたはどうか考えますか？

設問(3) ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、抵抗するウクライナ軍に組織された人々ばかりでなく、子どもを含む多くの民間人が犠牲になっていることが報じられています。ゼレンスキー大統領は世界に支援を呼びかけ、徹底抗戦の姿勢です。もし、あなたがウクライナの大統領なら抵抗をやめるという選択肢はありますか？ そう考える理由も書いてください。

生徒が書いてくれたまとめ。

<問(1) 普天間基地の辺野古移設について>

やはりジュゴンの話なども触れてしまったため、沖縄の自然を破壊してまでというような回答もやばり多くなりました。ただ、沖縄の人たちの立場に立って考えようとする生徒たちにふれることができました。本当は民主主義について考えてもらおうというのが隠れテーマだったんですが、それに反応した生徒がやばり少なかった。その中で、国家のあり方としておかしいんじゃないとか、民主主義が通用していないってというようなことを書いている生徒もいました。

<問(2) 沖縄に米軍基地が集中していることにつ

いて>

沖縄に集中しても仕方ないことだという意見もあり、やはり分散させるべきだという意見と半々ぐらいになりました。米軍基地がいっぱい日本にある状況というのは、アメリカに支配されている日本にしか見えないという、かなり本質的なことを突いてくるような生徒もいました。「去年学習した原発の話に少し似ているなと思いました」という生徒がいた。2年次には現代社会で担当の先生が東京電力福島原発事故について犠牲のシステムの話をしたと思う。この授業に関して、オキナワとフクシマを結び付ける解答が出てくるとは思っていなかったが、学んだ「ものの見方」を使って、他の事象について理解していくことができてた。

ウクライナのことは、この時期に新聞紙上などで、戦争には絶対的に反対であるという立場、自衛のための戦争はどんな犠牲を払ってもやむを得ないという立場と、いろんな意見が交わされていました。生徒たちの意見も二分され、結構真剣に考えてくれた生徒が多いように感じられました。

<問(3) もし、あなたがウクライナの大統領なら、抵抗をやめる選択はあるか>

命の大切さを尊重するの理想主義か、それとも侵略に対して国を守ろうとする現実主義かといったところもあると思うが、それを乗り越えるような、これ以上犠牲者が出ないようにする方がよほど守ることに繋がると思うという意見もあった、戦争の主体となる国家と国民個人を分けて考えようとするような生徒もいて、世界史Aで主権国家について学んだおり、国家と個人とか、そういうことを考えるようになっているのかなと思います。

関連して疑問を持ったことについて自ら調べるという生徒たちがいました。答えのないような問題に自分なりに取り組んで触れてました。生徒は具体的に学んでいく中で考えることができるようになる、そんな気がしました。それから「沖縄に興味を持つことができた」と書いてくれた生徒もいて、沖縄のことを考えるのは、やっぱり今の日本のこととか東アジアの安全保障とか、いろんな入り口にはなり得ると思う。終わりに新しい学びについてテーマ学習とか

で時間をかけて取り組んでいくためには、センターテストとか、そんな縛りがあります。十分な時間の保障をするようなことがないと、いい授業とか、テーマ学習にしっかりじっくり取り組むことが、なかなかできない。10月7日、ハマスのテロがあって、イスラエルの反撃があり、4時間とってパレスチナ問題を扱いました。これはNHKの「映像の世紀 バタフライエフェクト」の去年放送され、「砂漠の英雄 百年の悲劇」を最初に見せて、その後3時間かけてパレスチナ問題の歴史をやりました。その中で、生徒は感想に「戦争がかなり身近になって怖い。いつか日本が戦争する日が来てしまうのではないかと少しドキドキしている」と書いた生徒がいました。本当にいろんな形で戦争を身近に感じてらんだなって思います。それから、「パレスチナ問題を勉強して初めてこんなに歴史に興味を持った。それから歴史を学ぶ大切さを知ることができました」と。

④中嶋哲彦さん

「平和と民主主義の担い手を育てる教育」

衆議院憲法調査会事務局が作成した資料です。この資料は日本国憲法制定過程を図式化したものです。3段階に分けて、そのうちの第1段階に注目すると、そもそも日本側のものが司令部に拒否されて、司令部案に基づいて今日の憲法が出来ましたという流れが書かれている。だから、押し付け憲法という議論が生まれてくると言われています。今の日本国憲法は押し付けられた憲法であって自主的な憲法制定が必要なんだというのが憲法改正に向けての一つの論拠にされているところなんです。この押し付け憲法論とどう向き合ったらいいのかなというのが一つ。

そもそも押し付け憲法って学生にアンケート取ってみた。日本国憲法を実質的に作ったのは誰？何が実質的に憲法を作ったんだとアンケートをしたところ、日本国憲法はGHQが作ったんだという回答が圧倒的に多かったです。いったいどういうふうに考えたんだろうかと思い、調べてみると、高校の日本史の教科書の記述がそうなる。押し付けら

れたってという表現はしませんけれども、この総司令部案に基づいて作られたと日本国憲法の起源をここに求めている。そういう記述ばかりでした。一社だけ、実教出版の日本史の教科書だけは違う書き方になっていて、まあこれは非常に優れた書き方だなと思いました。山川が酷い書き方だったと思いました。そういう歴史観というのが、学校教育の内容になっている。それは学習指導要領にそう教えるを書いてあるわけではないのですが、教科書執筆者・編集者の視点がそうなっている可能性はある。(授業で)、学生にこういう質問をしています。総司令部側と日本側と書かれているところも、このような歴史の捉え方、あるいは社会構造の捉え方でこれでいいのかということや、これを学生に考えてくれ、これでいいのか？ こういう社会の捉え方、歴史の捉え方で大丈夫ですかということを探ねます。つまり、衆議院事務局の捉え方はいいのかということやぶつけてみました。法学部の学生で大体1・2年生が中心ですから、あんまり社会科学的なこととか歴史的なことやってきてないので、この授業をする手前のところで、明治憲法がどう作られたかという授業をして、その中で自由民権派の動きというものもかなり焦点を当て、五日市憲法や植木枝盛の憲法草案も具体的にを見せて、明治憲法よりも優れた内容がいっぱいあるじゃないかと。中にはアメリカの独立宣言を意識して引用してるじゃないかというようなことを授業で学生に見つけさせながらやってきてるんです。日本側というまとめ方をしてるけれども、この日本の人民が入ってないっていうのが何人かの学生があるといいます。日本人の動きがここには無いじゃないかということに、ちゃんと気付いてくれ、そこに気づいてもらうために3時間ぐらいかけて明治憲法の制定過程で、ここには日本人が無いていうふうに学生たちが気づいていった。社会党結成とか共産党の憲法骨子とか、それから憲法研究会というのがあって、これが鈴木安蔵さん等です。あの憲法制定の動きが憲法草案作った動きがあるということを見せて、この英文はGHQが憲法研究会の案を素晴らしいと。こういうのを見てみると、できるだけ実証的に資料を見せながら、学生たちにこの憲法が

押し付けられたものではなくて、実はどういうものだったのかということを考える授業。回数で言うとこの部分は2~3回です。学生から毎回授業の後に、アクション提出させています。2クラス約 200人ちょっとです。しっかりしたことを書いてきます。毎回授業終わったら 800字書かせて、15回書けばレポートを書けるようになってきます。しっかりした問題意識を持てるようになってきて、例えば、安倍内閣の時に行われた教育基本法改定は以前教わった日本を戦争できる国にするために必要な工程だったのではないかと考えているのですがどうでしょうかという質問、こんな風に考えることができたり、疑問に思ったのは、政府は何をめざして憲法改正しよう

としているのか。そして教科書のような内容は教育の自由に反しているのではないかと思いました。自民党憲法改正案を見て、紹介したら自分で調べ、天皇の項目がたくさん変わっていて、天皇は国家の元首にという言葉は必要なのか。国防部の明記はいるのか。そして国営貿易や国防本日に反しない限り、これは基本的人権の制限が書いてあるところです。そこは本当にそんなんでいいのかと思ったということを書いています。まだぜんぜん教えてないことを、ここまでの授業の内容に、自分で考えながら、考えてくれたと思います。

(文責:波岡友朗・鈴木敏則)

第3分科会

教育課程「中学校の評価・評定への統制の現在地」

【レポート】

- | | |
|----------------------|----------------|
| ① 中学校の評定の現状と課題 | 金竜太郎(東京都公立中学校) |
| ② 3観点評価のひずみと縛りをのりこえる | 梅原利夫(和光大学名誉教授) |
| ③ 教育実践の中に生きる評価とは | 本田伊克(宮城教育大学) |

【世話人】 金馬国晴(民研・横浜国立大学) 中村(新井)清二(民研・大東文化大学)

【参加人数】 25人

今日、大都市圏の中学校の評価・評定は、「説明責任」を口実に、強く歪められ、その公正性が損なわれている。国レベルでは、2019年改訂の指導要録の標準様式において、どの教科・領域でも同じ3観点からなる「資質・能力」を育て、評価するような制度に変わった。しかし、評価・評定は、ずっと以前から、教育委員会からの実務レベルでの統制で歪められ、半ば「相対評価」となっている。

そこで、事例をもとに議論を重ねて、この問題に取り組んだ。なかなか把握が難しい難問であるので、各報告の中から今後に向けた提案になっている部分を抜き書きすることを中心としてまとめたい。

①**金報告は**、現場や行政に見る問題点を挙げ

ていった上で、中学校の評定評価はどうあるべきかを次のようにまとめた。

「(1)評価の客観性・信頼性確保⇔教員の専門性による評価

(2)出された評価評定に対して根拠の説明が必要とする場面は想定内。

(3)評定分布から離れた評価→教育委員会は問題事例とし調査対象とする。

しかし、教育委員会に対する根拠の説明は、『教育委員会の評価の強制』になってしまうのではないか？

(4)教育委員会は国立教育政策研究所の『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』等を基に、授業改善、評価材料、評価方法の

見直しを図るように、各中学校へ伝達される。

・教育委員会：「ACC」「CCA」「CAC」の評価が適正ではないと伝達。

・国立教育政策研究所の前掲書：「ACC」「CCA」「CAC」の評価が適正ではないとは一切記されていない。

(5) 教育委員会内部で、評価評定について深く理解しているのか？

(6) 教育委員会は『説明責任』を強調するが、説明を求めることそのものが圧力であることに気づいていない。」

質疑では、対比して大阪府の状況が語られた。目標に準拠した評価を採っているはずだが、大阪独自のチャレンジテストで相対評価になってしまう。信頼の軸をよく考えもせず正規分布に置いたままになり、前提自体が崩れてしまった。入試に向けてスコアを上げるためになってしまうし、教委が余計な縛りをかけてくる。

②梅原報告は、教育評価とは何をどうすることかを明示した上で、観点別評価の導入と指導要録の変遷過程をたどり、学習指導要領での「資質・能力」の3本柱と3観点を評価の位置を見定めるものだった。

提案としては問題の所在を明示した建設的なもので、「第1に、教育評価についてのそもそも論にたちかえる姿勢を堅持したい。第2に、未だ試行錯誤の過程であって、現在の観点や方法がもっとも適切な段階にあるわけではない。私たちの当惑には歴史的な必然性があり、私たちの理解不足が原因なのではない。第3に、教育目標・評価の背景にある教育政策には、その内部に無理や矛盾を抱えているのであって、決まったことだという理由だけで教育現場を縛ることは、本来は豊かであるはずの教育評価の営みを窒息させる恐れがある。」(第4のループリックに関しては略)

さらに3観点を総括的評価についても詳しい提案がされた。「『主体的な態度』と言うならば、『自分で学ぶ意味がつかめていて、自分の意志で学び続けようとする姿が見られる』位の理解が妥当だと

考える。まず担任集団(学年または教科)でわかりやすい『大まかな合意』を形成し、あとは個々人に委ねる自主的な裁量幅を設けることだと考える。」

質疑では、県によってバラバラな状況にもかかわらず、文科省から全国的に強制がされている問題、評価・評定について教育委員会からの縛りが強いことで、指導が形骸化し、評価に引きずられて本当の意味の指導になっていない問題が指摘された。さらに問題提起として、「子どもの教育をどう考えるか。発達を援助しながら導いていくことを貫くか。選抜、選別の道具に変質していくか。公立中学校から高校に行く入試の選抜の中に機械的、強権的に組み込まれていることで、教育そのものの本質がゆがめられている。」と発言された。

③本田報告は、0.「ほんらいの」評価とは…??

1.「教育評価」が成立するまで 2. 指導要録の改訂と評価の課題 3.「資質・能力」をどう評価するのか…? 4. PDCAサイクルに基づく評価の強調

5. 教育現場が悩む評価の課題 6. 教育実践に生きる評価を考える。というものだった。特に意義深かった6から引用する。

「・見守り、支え、励ますべきものは何なのか。子どもたちが、進学先や職業という『外側の進路』だけでなく、他者や社会の中で、何を大切に生きていきたいかという『内側の進路』を仲間とともに、広い視野をもって学んでほしい。

・授業のなかで、競争的な文化を変えていく。教室での学びを教師と子ども、および子ども間の関係性において捉えるとき、自分が『わかる』ということを他者がどう認識しているか、その認識を安心と信頼に基づくものに変えることも重要である。

→メンバーの成長や発達を互いの喜びとし、間違いや失敗に対して力を合わせて立ち向かい、その経験自体を学級の財産として行くような、安心と信頼に満ちた関係性を教室の中に築いて行くことが求められる。そうしたなかで、子どもが自らの知を広げ深め、他者(ヒト、事物、文化)との関係性を豊かにして行く学びを実現することもできるだろう。」

質疑・討論は、大学の講義や入試、特別支援教

育における評価、教育DXまで及んだ。まとめ発言で、「常に前向きであれ、積極的な姿を見せなさい、という評価は子どもによっては怖さがある。」「学力テスト自体がここを出してくるという傾向や意図があり、毎年経年比較ができるものなのか、ここは例年出していないという点でも疑問だ」といった問題が言われた。

○総括討論では、多方面から実態と提案が語られたが、さらに進んだ論点を示す。

梅原は「日本は履修主義。教室に居さえすればよい。だが、習得主義を積極的に活かしていく指導を。独自の補充指導を、専門の教師を雇って学習保障を」と提案した。「日本の学校文化について、留年を極端に嫌う風潮、ダメ人間のレッテルを貼る文化がある。対して北欧やドイツの州は、できないま

ま放っておかれる方が不幸という文化がある」と指摘した。

参加者からそもそも論として、「教育評価は、教師の教え方が届いたか。対して学習評価は身に付いたかどうかで特化した視点で、教育評価につながるかは別の話。教育課程が子どもに身についたかが学力。資質・能力があるという想定が悪さしているが、他のことに役が立つか、転移するかが重要。」と発言された。

梅原や本田から、自由の森学園高校は、教師対生徒の評価の応答を大事にしており、文章表現で返していくという紹介があった。そうした好事例の検討も必要だ。

(文責 金馬国晴)

第4分科会 学校と地域を守る

学校統廃合問題を問う、地域の高校存続のために何ができるか

【レポート】

- ① 阿智高校の取り組みについて 黒柳紀春(阿智村教育長)
- ② 生徒のねがいはそこにあるのか～遠隔配信授業は地方高校生き残りの切り札?～ 道端剛樹(北海道高教組書記長)
- ③ 東京多摩地域の学校統廃合とコミュニティー・スクール—町田市のケースから— 荒井利行(町田市立本町田小学校 元保護者)

【世話人】 朝岡幸彦(民研・東京農工大学)、石山雄貴(民研・鳥取大学)、
山本由美(民研・和光大学)

【参加人数】 15人

公共施設再編を求める国の動きを背景に、全国で小中学校の統廃合や実質的な統廃合である小中一貫校・義務教育学校の開設が進められており、これに見直し、撤回を求める保護者、生徒、地域住民らの運動も各地で起きている。他方で、図書館や公民館など社会教育施設との「複合化」やPFI、PPPなど民営化の手法を用いた新しい学校づくりも進められている。

また、全国では高校再編が進められているなかで、「高校魅力化」の一環として過疎化が進む地域に立地する高校を中心に地域に根ざした高校づくりが進められている。そうした高校づくりでは、生徒が積極的に地域課題と向き合う教育実践のほか、生徒の進学保障を目的に高校が立地する市町村が「公営塾」を設置したり、オンライン学習を取り入れる取り組みが進められている。

そこで、この分科会では、東京都町田市における小学校統廃合の状況とそれに対抗する市民活動の現状についてご報告いただく。さらに、長野県阿智村における阿智高校の実践と北海道で進められるオンライン「遠隔地 授業」の実態についてそれぞれご報告いただく。そして、ご報告頂いた内容をもとに、地域に学校を存続させていくための方策について議論する。

報告1：阿智高校の取り組みについて

まず、黒柳紀春さん（阿智村教育長）より「阿智高校の取り組みについて」と題した報告をいただいた。阿智高校では、①基礎学力の定着と進学希望の両方のニーズに応える「魅力ある高校づくり」と②教育課程の中に地域交流や貢献を組み込んだ内容を導入することで、地域交流や貢献の機会を増やしていく「地域に期待される学校づくり」という2つの方針で学校改革を進めてきた。その一環として、フィールドワークや体験実習を中心とした「地域政策」や座学で地域の歴史・地理・経済・産業等を学ぶ「地域学」といった学校設定科目を持つ地域政策コースを2014年に新設している。また、交通の利便性や経済的理由により多様な学習機会に恵まれない地域高校の生徒のために学習塾を開設し、大学・短大進学を希望する生徒を支援することにより、地域社会の将来を担う有為な人材の育成を目指すことを趣旨とする神坂学習塾（公設塾）を2015年に設置している。報告では、こうした地域学習のあり方や、神坂学習塾の運営状況や学習塾の成果等を中心に、地域高校の存続に向けて求められる高校のあり方についてお話ししていただいた。

報告2：生徒のねがいはそこにあるのか

～遠隔配信授業は地方高校生き残りの切り札？～

次に、道端剛樹さん（北海道高教組書記長）より「生徒のねがいはそこにあるのか～遠隔配信授業は地方高校生き残りの切り札？～」と題した報告をいただいた。ご報告では、まず、過疎化が進み小規

模校が増加している北海道の現状と、教育行政の考える地方高校の生き残り策を「攻めの統合」、「全国募集」、「魅力特化」、「部活強化」、「遠隔配信授業、公設塾」、「地域連携」に5つ分類しそれぞれご説明いただいた。次に、様々な困難を抱えながら生きている中学生やその家族が、前向きに高校選びをしているわけではないという実態から、現在、地方高校が取り組む「高校魅力化」の取り組みが大人目線であり、生徒のねがいに対して上滑りしている実態、地元の高校を選択する地方の生徒の困難に向き合いきれない北海道教育委員会が推進する遠隔授業配信や教育行政の考える地方高校の生き残り策が持つ課題についてお話いただいた。

報告3：東京多摩地域の学校統廃合とコミュニティ・スクール —町田市のケースから—

最後に、荒井利行さん（町田市立本町田小学校元保護者）より、「東京多摩地域の学校統廃合とコミュニティ・スクール—町田市のケースから—」と題した報告を頂いた。ご報告によると、2021年5月に策定された「町田市新たな学校づくり推進計画」では、少子化対策と学校建て替え費用の削減のために町田市内の小中学校の1/3を今後2040年度までに廃校にすることとしている。ご報告では、町田市における小学校の学校統廃合を巡り、町田市の適正規模の考え方や「推進計画」策定までのプロセス、統合プロセスにおける問題点についてお話し頂き、統廃合に抗する市民活動の経緯についてご説明いただいた。さらに、統廃合から学校を守る活動のなかで得られた学校の実態に関するデータから見えてきた子どもたちのための学校像、活動の今後の取り組みについてお話しいただいた。

全体討論

それぞれの報告の後に質疑応答をし、最後に全体討議をした。そこでは、報告にあった長野県や北海道の学校統廃合の動向のほか、岐阜県や埼玉県、福島県における学校統廃合の動向について

フロアから発言があった。また、討議では、現在進められる「高校魅力化」と関わり、そもそも子どもたちから既存の学校のあり方が拒否されている現状を勘案しつつ、子どもたちが魅力を感じる教育がなされてきたのかを問い直した上で、高校だけではなく小中学校における教育を含めた魅力化を考えていく必要があることについて意見がなされ、通信制

高校や定時制高校についても議論が広がった。さらに、学校を守っていく運動に一部のしか参加できていない現状から、そうした運動に保護者や教員、地域住民をいかに巻き込んでいくのか・広げていくのかについて意見が交換された。

第5分科会 教師の働き方

【レポート】

- ① 教育振興基本計画と教員の働かせられ方 石垣雅也(滋賀県公立小学校教員)
- ② 給特法の改廃論を考える——現場で起こったこと 大久保昂(教育新聞記者)
- ③ 公立学校教員による報告

【世話人】 高橋哲(民研・大阪大学) 中村雅子(民研・桜美林大学)

【参加人数】 22名

この分科会では、「給特法」の廃止だけでは教員の明るい未来は開けないという問題意識から、「働き方改革」が叫ばれるようになった2018年からの学校現場の変化(増田・大谷)、残業代支給が労働時間管理強化につながった事例(大久保)、その中で教職員組合のとりくみの重要性(石垣)などの報告と提起を受けて、活発な議論と交流が行われた。

自分たちが声を上げて変えていく

石垣さんからは、地域教組として学校運営検討委員会への参加や教育委員会との交渉を通して現場の声を伝えて労働条件を変えてきた経験をもとに、教師の「働かせられ方」の問題は単なる時間管理の問題ではなく、職場における自治的環境が不可欠であることが提起された。

教師の労働条件は賃金や健康の問題にとどまらず教育の質にかかわることであり、教育とは何かという問題でもある。時短だけを追求すると指導書通りの授業をやってAI搭載ドリルで十分ということに

なる。青年部アンケートで明らかになったのは、教師のやりがいは目の前の子どもと響き合うことであり、教師は「もっと休みたい」ではなく「もっと準備をしていい授業がしたい」と願っているということである。

時間管理の強化がもたらすもの

大久保さんからは、残業代支給と労働時間管理がもたらした問題として、二つの事例が紹介された。

1) 残業代を勝ち取った大阪府立高校の非常勤講師は翌年度から校内への立ち入りが管理職の許可制になり、最後は予算不足で成績評価に関与できなかった。

2) 理科の非常勤講師は1コマの授業に3時間の準備が必要なため朝早くから行っていたが、教頭に「非常勤の先生の仕事は授業ですから、教材準備は専任がやります」と言われ、できなくなった。

これらの事例から給特法の廃止が時間外在

時間の強力な削減圧力になりうること、それによって自分の仕事を自分で決められない可能性が大きくなることが示された。

学校現場から

午後は「働き方改革(2018~)によって学校はどう変わったのか」「その変化は自分の働き方に影響があったのか」という二つの問いに答える形で、東京都の教員である増田さん(小学校)と大谷さん(中学校)の二人から報告がされ、それ以前からの東京都における管理主義強化の流れに加えて、コロナ禍の影響も大きかったことが明らかになった。

1) 増田さん(東京・小学校)

事務主義化、トップダウンが進み、公務支援ソフトの導入等による業務の効率化、学校スタンダード、支援員増員、通知表改革による業務の軽減などがあったが、同じペースで仕事をする人が減ったので同僚同士の交流があまりない。若い人とのつながりも作りにくくなっている。コロナ以降、オンラインが増えて、他校の先生とのつながりも減った。コロナ禍での分散登校の少人数学級でラクになった実感がある。その時の授業づくりがよい経験になっている。

2) 大谷さん(東京・中学校)

2018年以降、学校で変わったこと

1. カードリーダー
2. 私費会計業務の負担解消
3. 勤務時間外の電話対応機の設置
4. 一斉退校日の設定
(月1回 部活も会議も入れない)
5. 部活動指導軽減のための人材配置
6. 重複調査の防止と調査の簡素化
7. 特に多忙な副校長の業務支援

(副校長補佐の配置)

質問と自由討論

まず話題になったのは、余剰時数の問題やタイムカードでの自己管理の問題で、「使用者責任の明

確化のためのタイムカードで自己管理を求められること」や「在校時間管理=労働時間管理になっていること」の問題が提起された。

授業については「簡単なものになっていく」「教える中身がうすくなっている」ことへの懸念とともに、「学習指導要領は量も難易度もアップして子どもにも負担が大きすぎる。子どもの発達段階に合わせて精選し、授業の持ち時間を減らすべき」との意見が出された。実際は「学校週6日制の時の時数を、5日制になっても同じ時数でやっている」ことで、密度も負担も大きくなっている。

働き方改革については「新しい国の教育施策が新しい仕事を増やしている」「働き方改革は一種の麻薬。ラクになった半面、核心的なものを手放しているのではないか」「働き方改革と言いつつ、自治は言わない」「管理が強まるだけではないか」との発言があった。

そもそも教員の仕事とは、ということも議論された。「時間管理だけでやってしまうとクリエイティブな部分がすっぱり抜けてしまう」ことへの危機感が共有され、「教師の専門性が国の施策を子どもに効率よく降ろすことに矮小化されないか」「パイプラインのような、決まったことを注ぎ込む教師になってしまうのではないか」「教育の魅力には自由裁量が必要」などの発言がされた。

新しい研修制度については、研修履歴の管理や自己研鑽の問題が、研修権の問題に関わることで指摘された。

「若い教員」についても話題になり、「トップダウン、スタンダードで若者が仕事を覚えてしまう」ことへの懸念や、民間研に参加するより休みたいという現状がある中で、5年前と比べて若者とのつながりをつくりにくい状況があることも指摘された。

職場で「そもそも学校とは」「教員の仕事とは」という話をする余地があまりない状況がある中でも、「自分の仕事を問い直すことから疎外の回復がある」「みんなが参加しながら本来の仕事を取り戻す」という発言がされて、石垣さんが午前中に提起した組合運動の意義を改めて確認する議論となった。

第6分科会 ジェンダー平等と教育

ジェンダーフリー・性教育バッシング後の20年間に回顧しつつ展望する

【レポート】

① 性の多様性の学習づくりとそれを支える活動

内田智恵・中西美紀・中西早苗（性教育協京都北部サークル）

② 男子高校生の『援助希求』行動向上のために

—相談室運営と文学の授業から—

澤田あや子（公立高校）

【世話人】 杉田真衣（民研・東京都立大学）

【参加人数】 28名

○問題提起：橋本紀子さん

内閣支持率10%代まで低下の政治、経済の行き詰まり打開のためにも、性の多様性を含むジェンダー平等社会実現を求める運動、実践の取り組みを強めていこう。女性差別撤廃条約選択議定書批准、選択的夫婦別姓導入、包括的差別禁止法、婚姻平等法制定、男女賃金格差改善、議員選挙のクォーター制導入などにおいて取り組みを強め、ジェンダーギャップ指数125位、政治分野138位の状況を変えていこう。2023年開始の「生命の安全教育」では、「歯止め規定」のため、性暴行、性虐待など正確に教えられない。改正刑法が施行など、市民の運動の成果を味方に、包括的性教育を進めていこう。

①レポート「性の多様性の学習づくりとそれを支える活動」

(1) (内田智恵・中西美紀) 生徒の実態から性の多様性の学習をし、こどもたちに伝える授業をと、性教育協セミナーや、京教組養護教員部で学び、それを広める与謝地方中学校教育研究会（官制研）も実施。与謝の保健連絡協議会で、養護教諭だけでなく教育相談、生徒指導、特別支援、教育局指

導主事などが性の多様性を学ぶ機会を設定でき、学びの輪が広がった。K中学での実践では、養護教諭が学んで作成した指導案を子どもの実態に即した案にして担任が授業を実施することで、子どもたちにより伝わる授業となった。校内の性の多様性についての理解がぐっとレベルアップした。

I中学校では、サークルでの学びを生かして提案し、各学年の性教育の時間を1時間ふやした。当事者の動画をみせるなど実践を進めるなかで、校内でも「誰もが生活しやすい学校づくり」をめざしている。養護教諭のグループライン、養護部会での発信等で、実践に不可欠な学びを広げ、地域の小中と連携し、自校の取り組みをすすめ、「性の多様性」への学習・理解レベルが大きくアップした。

(2) (中西早苗) 養護教諭を退職し10年、性教育協京都で活動を続けられている背景には、現職時代に京教組の養護教員部会と管制的養護研究会（府養研の支部）での活動がある。養護教員部の、養護教諭の全校配置、地域に耳鼻科や眼科の設置などを求める活動。性教育など教研活動に力をいれ、未組合員や講師にも声をかけ、すべての学校での実践につながる共通認識をもった。

組合の養護教員部会、与謝の養教研と町教研

養護部会のつながりは必須だった。1993年に府養研が突然解散させられ、それに伴い与謝の養教研も解散したが、翌年、保健連絡協議会の専門部として養護教員部の開設を働きかけ、学習、交流の場を確保できた。この地域では早くから性教育が実施されており、保護者の関心も高く、与謝のすべての子どもたちが性教育を受けられるように、町教研養護教員部作成の学年ごとの性教育カリキュラム案をそれぞれの学校の実態にあわせた教案で性教育が実施されていた。

1987年、地域の人たちにも広く呼びかけた性教協 村瀬幸浩さんの講演会の成功から、地域、職場での学習が広まり、1991年に性教協京都北部サークルを発足。その後一連の性教育バッシングを跳ね返し、保護者や教職員の理解と支えて、後退させずに実践を続けてきた。2021年からサークル行事として町の施設で、性教育全般の展示会を続けている。今、サークルは20代～70代までの多方面の方々に構成され、学習、交流を重ね、学校や家庭での実践に学習を生かしている。

②レポート「男子高校生の『援助希求』行動向上のために―相談室運営と文学の授業から―」 公立高校 澤田あや子

国語教師として授業を持ち、分掌として7年間相談室長として全日制高校生徒の相談にあたってきた。この相談室の利用は8%程度の生徒が何等かの形で相談室と関わり、年間でスクールカウンセラーへの入室が延べ100～150件、相談室100件。利用生徒の男女比は同程度だが、男子はほとんど保護者利用が中心で、生徒は学校や保護者の呼びかけに応じる相談行動だ。

一般的に男性の助けを求める希求行動の低さは日本の男性の自殺者数が女性の2倍であることからわかる。10代の男子が、中学、高校の不登校になる場合も、自分の気持ちを吐露したり、相談室や担任に相談することが少ない傾向がある。10代半ばを過ごす学校で、援助希求能力を高めるこ

との大切さがわかる。

クラスの皆から悪口を言われていると思い教室を抜け出したA、死んだ父に似ているので母親に嫌われていると家出をしたB、どちらの男子生徒も自身を確実に肯定してくれる場所として相談室を選び、ぎりぎりのところでふみとどまれた。ゲートキーパーとしての保健室、相談室体制の充実、スクールカウンセラーの常勤体制は、子ども若者の心の安全の確保のために重要だ。

◇男子の自発的な相談数の急増の理由

男子の相談人数が他学年の7、8倍の学年がある。その理由をあげてみる。学年の男性教員に生徒指導について保健室、相談室にすぐ相談する柔軟性がある。生徒のリーダーも自分の弱みをみせたり、性のグラデーションをさりげなく公表し、周囲もそれをうけいれているなど。相談室長として人権・保健講座で、暴力としての差別、社会の同調・抑圧などを講演しその感想を相談だよりに掲載。

国語の授業では、「羅生門」ではモラトリアム、平家物語「木曾殿最期」では「大切な人とは」、「鴻門の会」ではアルハラ、「舞姫」では固定された女性像エリス、相沢の権威性の解体など、「こころ」では男性の援助希求行動の低さの根深さを。作品について討論、自由作文などで、本音を語るユニークな授業を展開。これらの実践、ほぼ学年全体の授業を担当する強みも相談行動の増加につながっていると自負している。

○討論 ①については、養護教諭のリーダーシップ、地域との連携が先進的。性教育が学校全体に位置づけるのが重要。②については、男子の生きづらさに注目する視点が良い。ジェンダー視点での国語の授業で生徒の気づきがある。

第7分科会

後期中等教育・青年期教育を考える

【レポート】

問題提起 河合隆平(民研・東京都立大学)

① 生活・労働・学びの主人公を育てるキャリア教育をめざして

山口桂逸(東京都特別支援学校)

② 就労に向け合えないA君の願いと指導アプローチ

村田豊(神奈川県特別支援学校)

【世話人】 河合隆平(民研・東京都立大学)

【参加人数】 11名

今回は「後期中等教育・青年期教育を考える」というテーマで、特別支援学校高等部における軽度知的障害のある生徒の実践レポートをもとに討議した。参加者は、支援学校教員や元中学校特別支援学級担任、学生など約10名であった。

はじめに、河合より問題提起を行なった。特別支援学校高等部在籍者数は2018年度(67,794名)をピークに減少・横ばい傾向にあること、特別支援学級出身者、療育手帳をもたない就学基準非該当生徒の割合が増えていること、そして2023年度新設の特別支援学校をみると、通常高校内での高等部単独の分校設置が多いことをおさえた。1999年の学習指導要領改訂以降、「自立と社会参加」を軸にした教育目標の再構成に応じて「企業就労100%」「タックスペイヤー育成」を学校目標とする選抜式の高等部単独設置校の開設が進み、2010年代以降は各種「技能検定」が普及した。特別支援学校高等部(本科)卒業生のうち、知的障害のある生徒の進路は「福祉か?就労か?」に限定され、進学という選択肢はほぼ閉ざされている。また、学校卒業後の本人の自立や生活を考えるうえで家族依存からの脱却も不可欠である。以上をふまえて、15歳時点での「就労可能性」をめぐる選抜・競争の圧力を緩和し、学校卒業までに職業自立を強要する閉じられた進路指導を改め、教育年限延長を追求しながら、青年期教育としての高等

部教育実践の課題について討論を深めようと提起した。

山口桂さん(東京都立特別支援学校)からは、都立特別支援学校高等部の就業技術コースの現状を報告いただいた。東京都では2004年以降、軽度の生徒の教育目標として「タックスペイヤー」の育成と「企業就労100%」を掲げ、重度の生徒には重複学級認定を抑制し、教職員定数内での学校介護職員制度を導入してきた。現在高等部では、企業就労を数値目標に掲げて就業技術科・職能開発科・普通科と「重層的な職業教育」が行われ、普通科でも「職業・基礎・生活」といった類型化が進められている。就業技術コースの生徒は、企業就労をめざしているが、職能開発科を不合格になった生徒も多い。とくに中学校通常学級出身者のなかには学びからの逃避傾向が目立ち、生活指導が必要な生徒が多いのが特徴であるという。山口さんは3年間の「職業」の授業を「ワークキャリア」「ライフキャリア」「シティズンシップ」の三つの観点から学習内容を構成している。生徒たちは、職業への理解を深めることで労働の価値や経済、社会の仕組みを学ぶ。そのなかで、生徒たちは「旅行に行きたい」「家族を楽にしてあげたい」「職場の先輩と飲みに行きたい」「仕事ができるようになって認められたい」「先輩のようになりたい」などと働くことの意味を自分なりに深めていく。そして「自分のこ

と」という自己理解の学習では、学年があがるにつれていじめ体験なども語れるようになる。生徒たちの卒業後は非正規雇用がほとんどであるが、山口さんは企業就労は「新自由主義的政策」と「労働権保障」のせめぎ合いの到達点のなかにあるとおさえ、障害者雇用制度や福祉制度の充実に向けて教育と障害者運動を一体的に取り組んでいくことが求められていると提起された。

村田豊さん（神奈川県立特別支援学校）には、高校内の特別支援学校高等部分教室の実践を報告いただいた。神奈川県では県立入所施設を民間委託して入所対象を重度障害者に特化するのなかで弾き出される人たちが増えている。神奈川県では2017年度から「インクルーシブ教育実践推進校」として県立高校で知的障害生徒を受け入れてきたが（現在18校）、最近では卒業後の進路未決定が20-30%いる。また県立高校20校に特別支援学校高等部の分教室が設置されているが、高校の教室・設備を「間借り」しており教育環境は劣悪である。

A君は、中学校（通常学級）から進学してきたが、高2で知的障害の診断を受けた。中学時代には学校と家庭双方で暴言暴力などのトラブルが絶えず、中2の時はほぼ不登校状態だった。A君のクラスは14名（男子9名、女子5名）。周囲への不信感や不安感を暴力で表現するA君だったが、村田さんは女子の助けも借りながらクラスに引き入れるようにしていく。修学旅行に向けた2年次の校外学習では一番に集合してクラスメイトと一緒に店を探すなどの姿も見られ、修学旅行にも参加することができた。また、分教室単独の授業には参加しないが、隔週での高校との合同授業（家庭科・フードデザイン）では高校の生徒と一緒に調理に取り組んだ。分教室では3年3学期に「リクエスト活動」として卒業までにやりたいことを10個を決める。その一つが「屋上で全員で卒業記念撮影をしたい」であった。クラスの半分が不登校であったが、卒業式前日に全員が揃うことができ、どしゃ降りの雨のなかで無事撮影することができた。

A君が就労を希望する背景には、卒業後に離家

を求める母親の存在や関係がよくない姉との別居を望んでいることがあるが、「安心できる空間がほしい」というのが最も強い願いであった。A君は卒業後にB型就労支援事業所を自ら選択したものの長続きはしなかった。現在は週2日福祉事業所で分教室時代にも取り組んだカレー作りを楽しんでいるという。村田さんは、A君にこそ「就労」「自立」へと追い立てられず、安心できる生活の場、安心して失敗できる学びの場が必要なのだと締めくくられた。

後半では、レポートに対する質問を出しながら討論を深めた。都立の職能開発科や就業技術コースの受験資格である「就労をめざす」は、都立高校（都内在住、中卒見込み）にはないものであり、このこと自体が問われる必要がある。また、インクルージョンされる側に社会から排除されない資質・能力の形成が求められるという点で1960年代の「愛される障害者」像は今日も貫かれている。そうしたなかで、中学校の特別支援学級も含めて高等部教育では、よほどに意識しないと「就労」という枠組みに絡めとられてしまうのではないかという意見が出された。山口さんと村田さんからはそれぞれの現場での実践づくりの様子が語られるとともに、参加者からは新設校で就労一辺倒にさせないキャリア教育の内容について全校的な議論を重ねてきた経験も紹介された。

一方、卒業後の出口だけが就労や作業学習一辺倒にさせているのではなく、それ以外の要因はないのかという問いかけがなされた。そして、軽度知的障害や発達障害のある生徒たちが文化に触れるような学びや自治的な活動など、青年期教育の課題や実践イメージを実践の事実にもとづいてさらに練りあげていくことが求められていることを確認した。高校における特別支援が必要な生徒の実態を交流するなかで、高校に行きたいという本人のねがいに応えとともに、障害のある友だちを作りやすいという点で分教室のよさが語られ、特別支援学校の地域分散化の必要性、支援学校での不登校経験者への対応の難しさも出された。

最後に、権利としての職業教育、キャリア教育、企


業就労のあり方を深めるうえで、高校関係者との議論が不可欠であり、今後高校関係者の参加を働

きかけていくことが必要であることを確認した。
(文責・河合隆平)

2023年12月24日 しんぶん赤旗

しんぶん 赤 旗

教員の働き方について語り合った集会＝23日、東京都内



教員過密労働 変えたい

民研・全国教育交流集会

民主教育研究所(民研)の第32回全国教育研究交流集会の全体会が23日、東京都内で開かれました。「いま、未来を語ろう すべての子ども・若者に学ぶ喜びと生きる希望を」をスローガンに会場とオンライン合わせて約100人が参加しました。「せんせいの未来をともにひらく」と題したシンポジウムでは、

民研の長時間・過密労働について語り合いました。

「神奈川県過労死等を考える家族の会」の藤祥子代表が、2007年に中学校教師の夫が過労死した経緯について報告。これまでにあった教員の過労死、過労自死、精神疾患の原因について、長時間労働、業務過多などの「共通項がある」として、社会全体で防止対策を考える必要があると話しました。

「ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会」の山崎洋介さんは、政府の解消策は、教員定数増などの抜本的な改善はなく、学校の「自助努力」が中心になっていると述べました。

和光大学の山本由美教授は「教師の労働条件は生徒の学習条件」を台言葉に、教職員、保護者、地域で共同した

米シカゴの教員組合の事例を紹介しました。実行委員長の安藤聡彦・埼玉大学教授が基調報告をし、「未来を語る」ことが難しいからだから、未来を語る大切さを確認したい」と話しました。報道力メラマンの谷津賢二さんが「アフガンに生きた中村哲医師が私たちに遺したもの」として講演しました。

同集会は2日間の日程で、24日には分科会が開かれます。

第32回全国教育研究交流集会
東京(オンライン併用)
報告記録集

いま、未来を語ろう
すべての子ども・若者に学ぶ喜びと生きる希望を

2024年3月
編集 民主教育研究所

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1

全国教育文化会館 5F

Tel 03-3261-1931

Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org

HP <https://www.min-ken.org>

